

●香川県告示第322号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成24年7月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

変 更 年 月 日	名 称		所 在 地	開 設 者
	変 更 前	変 更 後		
平成22年 11月19日	パール歯科	ぱーるしかいいん	綾歌郡綾川町萱原 822番地1イオンシ ョッピングセンター 2階	藤本 千代